

町組織の一部が変更

母子や児童への支援体制の強化を図る



町では、4月1日付けで町組織の見直しを行いました。効率的で効果的な町政運営を進めようとするため、▽水産商工課に「ふるさと納税係」を設置▽健康子ども課の母子保健と児童福祉業務を統一し、相談支援体制の強化を図ることが、主な内容となっています。

◎水産商工課に「ふるさと納税係」を設置

新たに水産商工課の産業振興チームに「ふるさと納税係」を設置します。

これは、財政課と水産商工課で行う、ふるさと納税業務・窓口を一本化することで、業務の

効率化と納税者の利便性向上を図るために、専門部署を設置するものです。

◎母子保健と児童福祉業務を統一し、相談支援体制を強化

健康子ども課に設置している「子育て世代包括支援センター」の名称を「子ども家庭センター」に、「母子保健係」の名称を「子ども家庭支援係」に変更します。

これは、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点がともに妊産婦や子どもとその家庭を支援対象にしていることから、多くの専門的視点により、子育て家庭に対する相談支援体制の強化を図るものです。また、母子保健や児童福祉の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から、個々の家庭に合った支援の切れ目ない対応など、顔の見える関係を築き、子育て家庭を支援します。

◆問い合わせ 町総務課行政係

☎02-3111-内線412
(平日9時～17時)

◆課の枠組み概念図

